

佐那河内村庁舎跡地等活用検討委員会要綱

令和 4 年 1 2 月 1 日 要綱第 1 8 号

(設置)

第 1 条 庁舎の移転を踏まえ、その跡地及び隣接する佐那河内村農業総合振興センターの一体的な有効活用について幅広い見地から検討し、その協議の結果を村長に報告するため、佐那河内村庁舎跡地等活用検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、その協議の結果を村長に報告する。

- (1) 庁舎跡地及び隣接する佐那河内村農業総合振興センターの一体的な活用に係る基本の方針に関すること。
- (2) 前号の基本的方針に応じた活用方法に関すること。
- (3) その他村長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 1 5 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、村長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種団体等の代表者
- (3) その他村長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委員の委嘱の日から第 2 条の規定による報告をしたときまでとする。

2 村長は、必要と認めるときは、新たな委員を委嘱することができる。

(委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置き、委員の中から互選する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(報償)

第7条 会議開催に当たり、1回当たり、委員長に8,000円、委員に5,000円の報償費を支払う。

(事務)

第8条 委員会の事務は、総務課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和4年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年9月1日から施行する。